

大項目	事業運営
中項目	流域管理
<p>日本の水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少や水道施設の更新需要の増大、水道水源の水質リスクの増大など大きく変化している。そのような状況のなか、水道事業者単体ではなく、水道事業者間の流域単位での水融通や水道水源内における水源の保全活動など協力していくことが重要である。ここでは、日本の厚生労働省が策定した「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」を基本理念とする新水道ビジョン（平成 20 年改訂）を基に、日本の流域管理について紹介する。</p> <p>1. 新水道ビジョンでの流域管理</p> <p>新水道ビジョンでは、将来を見据えた理想の水道像を「安全」、「強靱」、「持続」の3つの観点から捉え、関係者で共有することとしている。</p> <p>○「持続」の観点から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源の安定性の確保、緊急時の水源確保に対応するため、水道事業者間の流域単位での水融通や流域間での水融通も可能となり、渇水や事故時にも安定して水道水を供給することが可能となる。 ・水源流域内の土地の所有や利用が十分に管理され、水道水源の保全活動等の取り組みを積極的に行っている。 <p>状況が実現していることが理想である。</p> <p>1.1 重点的な実現方策</p> <p>実現方策については、一つの方策が3つの観点の複数に関係する場合があることから、取り組む主体に着目し、①関係者の内部方策 ②関係者間の連携方策 ③新たな発想で取り組むべき方策に整理している。</p> <p>（1）関係者の内部方策 危機管理対策 水源事故対策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応マニュアル整備、訓練実施、流域関係者による情報共有手法の構築などを ・統合的アプローチによる水安全計画の策定を推進し、その実効性の向上を <p>計画・実施することが重要である。</p> <p>（2）関係者間の連携方策 水源環境の保全 水源等の環境保全対策 として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源を同じくする流域単位の水道事業者において、連携した水源保全の取り組みを <p>計画・実施することが重要である。</p> <p>1.2 行政機関の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、水源を良好な環境に保つため、流域単位で広域的に保全を図る取り組みを推進する。 ・都道府県では、流域単位で連携すべき多様な事項について、他の行政機関との連携を図りながら、管内の関係水道事業者等との調整役を果たす存在であるべきである。また、水道事業者の流域単位での水循環、水資源の有効活用方策連携推進を支援する体制も必要である。 	

2. 水安全計画での流域管理

水安全計画は、水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステムづくりを目指すものである。

○ 水安全計画の策定により期待される具体的な効果として

・関係者の連携強化：水道水源の水質改善や水質監視・水質異常時の対応などの流域関係者等との連携した取組が推進されるとともに、貯水槽水道を含めた給水過程での水質管理の向上に資する。が挙げられている。

2.1 水源～給水栓の各種情報の入手

水源～給水栓の水道システムに存在する危害原因事象を抽出するために、水源流域の下水処理施設、鉱・工業や畜産業といった汚濁源の情報を収集する。水源や取水に関する情報は、環境衛生関係部局、河川関係部局といった関係行政部局や水源流域を同じくする近隣の水道事業者から収集する。

情報の収集に際し、近隣の水道事業者と情報の共有を図ることが望ましい。特に水源流域や水源に関する情報は、水源流域を同じくする水道事業者で連携して情報収集、整理を行う。中小水道事業者においては、情報収集体制の確立している大規模水道事業者に情報提供を依頼するのも有効である。

・水源流域図の作成

収集した情報を利用しやすい形にしておくことも必要である。収集した水源情報、特に汚濁源情報の施設の位置等を地図上に記入し水源流域図を作成するのが望ましい。

・管理基準を逸脱した場合の対応

関係機関への連絡・働きかけ、原水水質悪化時の流域関係者への連絡、要望などが考えられ、実態に合わせて具体的に設定しておくことが重要である。

<参考>

○ 水循環基本法

水循環基本法の第三条（基本理念）で“流域として総合的かつ一体的な管理”が示され、第十六条（流域連携の推進等）で、“国及び地方公共団体は、流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、必要な体制の整備を図ること等により、連携及び協力の推進に努める”ものとされている。

○ 水環境基本計画

水循環基本法 第 22 条により内閣総理大臣を本部長とする水循環政策本部が設置され、平成 27 年水循環基本計画が作成された。水循環基本計画はおおむね 5 年ごとに見直しを行い必要な検討を加えることとされており、令和 2 年に新たな基本計画が作成された。

基本計画での流域連携の推進等では、地方公共団体、国等は、地域の実情に応じて、地方公共団

体、国の地方支分部局、有識者、利害関係者（上流の森林から下流の沿岸域までの流域において利水・水の涵養・水環境に関わる事業者、団体、住民等）等から構成される**流域水循環協議会**の設置を推進するよう努めるものとするとして、流域水循環協議会は**流域水循環計画**を策定し、健全な水循環の維持又は回復のための施策を柔軟かつ段階的に推進するよう努めるものとしてされている。

引用

1. 新水道ビジョンポータルサイト

・ https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/newvision/1_0_suidou_newvision.htm

2. 水安全計画について

・ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/07.html>

3. 内閣官房水循環政策本部事務局

・ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/index.html